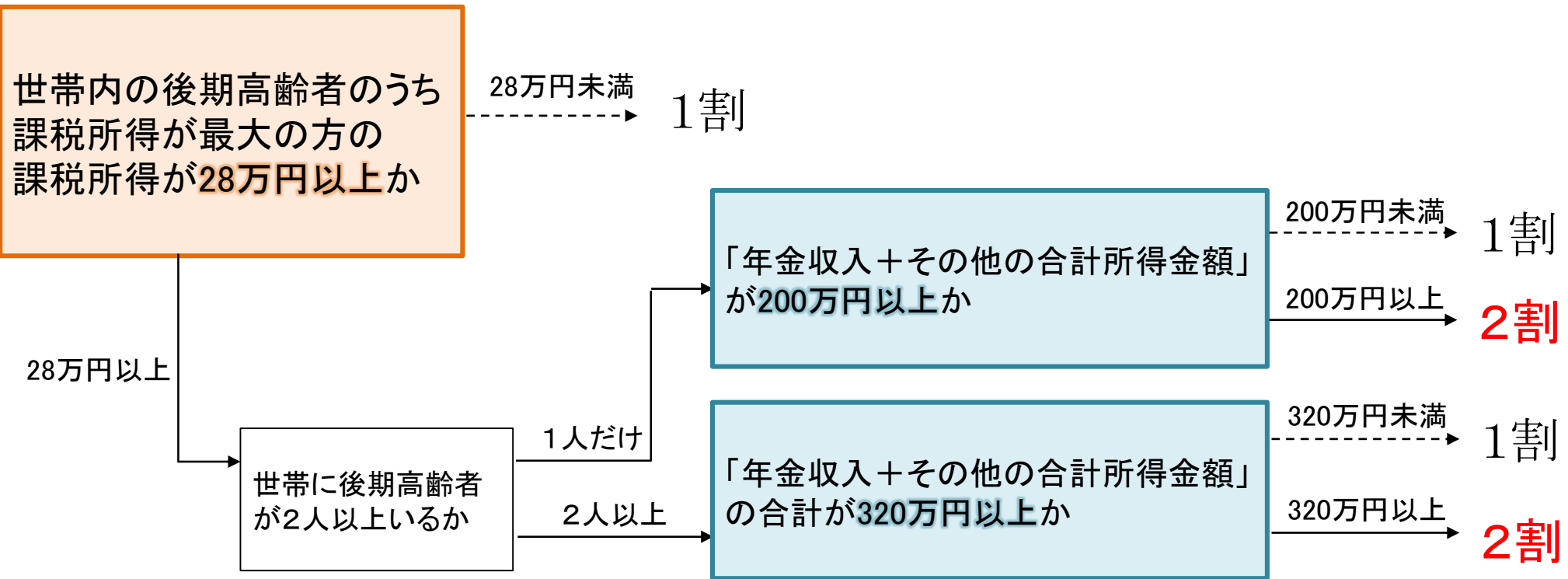


後期高齢者の窓口負担が2割となる所得基準の考え方について



○ 「課税所得」は、収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除）を差し引いた後の金額〔所得税などで用いられる考え方〕

○ 「年金収入＋その他の合計所得金額」〔介護保険の利用者負担割合と同様の考え方〕

- ・ 年金は、公的年金等控除を差し引く前の金額
- ・ その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額

※単身世帯（後期高齢者が1人の世帯）の年収200万円

＝課税所得（28万円）＋ 基礎控除（43万円）＋ 社会保険料控除（16万円）＋ 公的年金等控除（110万円）

※複数世帯（後期高齢者が2人以上の世帯）の年収320万円

＝課税所得（28万円）＋ 基礎控除（43万円）＋ 社会保険料控除（20万円）＋ 配偶者控除（38万円）＋ 公的年金等控除（110万円）＋ 配偶者の年金（78万円）
（基礎年金満額相当）